

議案第1号

愛西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

愛西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要があるからである。

愛西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(指定居宅介護支援事業者の申請者の資格)

第2条 介護保険法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

(指定居宅介護支援の提供に関する記録の整備)

第3条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第29条第2項の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(指定居宅介護支援事業に係る暴力団等の排除)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、その事業の運営について、暴力団（愛西市暴力団排除条例（平成24年愛西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受けてはならない。

(指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準)

第5条 前2条に定めるもののほか、介護保険法第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に定めるとおりとする。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。